

## 第二百三号議案

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和五年十二月五日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十七年東京都条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第六条ただし書中「次に掲げる」を「刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている」に、「拘禁され、又は収容されている」を「拘禁されている」に改め、同条各号を削る。

別表中「七、一九四円」を「七、四九四円」に、「八、八二〇円」を「九、〇九〇円」に、「一一、四八一円」を「一一、七〇三元」に、「一二、九九〇円」を「一三、一五二円」に、「一五、五三四円」を「一五、五七三元」に、「一六、五六三元」を「一六、六〇二元」に、「六、二四〇円」を「六、四五九円」に、「七、二六〇円」を「七、四二二元」に、「八、九四三元」を「九、〇八一円」に、「一〇、四四三元」を「一〇、五三九円」に、「一一、四五一元」を「一一、五〇五円」に、「一一、八四四円」を「一一、八六五円」に改める。

## 附 則

## （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六条の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。  
（経過措置）

2 この条例による改正後の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」と

いう。) 別表の規定は、令和五年四月一日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。)並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償(適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。)として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。

(提案理由)

職員の給与に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十五号)の改正に伴い、補償基礎額を改定するほか、規定を整備する必要がある。